

香美町農業委員会総会(第5回)議事録

1 開催日時 令和7年8月25日(月) 9:30～10:15

2 開催場所 香美町役場 3階 庁議室

3 出席農業委員(12人)

会長	1番	古川	功兒
会長職務代理者	2番	吉川	正人
委員	3番	白岩	寧
	4番	小谷	直美
	6番	橋本	幸長
	8番	米田	和弘
	9番	田中	一馬
	10番	北村	宏明
	11番	文堂	福一
	12番	田中	憲二
	13番	岡田	久志
	14番	井上	竹雄

4 欠席農業委員(1人)

7番 前田 精一

5 出席農地利用最適化推進委員(9人)

1番	吉田	栄雄
2番	高田	勝
3番	青山	政行
4番	福田	好美
6番	岡	昭三
7番	田野	豊博
8番	東垣	泰彦
9番	毛戸	誠

代表 10番 本上 純也

6 欠席農地利用最適化推進委員(0人)

7 議事日程

第1 会期の決定 8月25日 1日間

第2 議事録署名委員の指名

第3 報 告 (1)農地法第3条の3第1項の規定による届出について

(2)農地の転用(農業用施設等)届出について

第4 議案第11号 非農地証明願承認について

第5 議案第12号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

第6 議案第13号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

8 農業委員会事務局職員

事務局次長	北村	雅彦
書記	小林	弘嗣
書記	今井	和希

9 会議の概要

議 長 日程第1 会期の決定を議題とします。お諮りします。会期は本日1日としてよろしいか。

(異議なし)

議 長 異議なしの声がありますので、会期は本日1日とします。

議 長 日程第2 議事録署名委員の指名をします。
本日の議事録署名委員は13番「岡田久志委員」と14番「井上竹雄委員」にお願いしたいと思います
が、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長	異議なしの声がありますので、13番「岡田久志委員」と14番「井上竹雄委員」よろしくお願いします。
議 長	日程第3 報告に入ります。 報告事項1番として、農地法第3条の3第1項の規定による届出を2件受け付けていますので、事務局に届出内容を朗読させます。
事務局	①届出者、②権利を取得した者の氏名等、③土地の表示等、④権利を取得した日、⑤権利を取得した事由、⑥農業委員会によるあっせん等の希望の順に朗読する。
議 長	事務局の朗読が終わりましたが、ご質問やご意見等はございませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	ないようですので、届出を受理することとします。
議 長	次に報告事項2番として、農地の転用(農業用施設等)届出を1件受け付けています。事務局に内容の朗読をさせます。
事務局	①届出者、②土地の所在、③転用の理由、④農業用施設等の概要、⑤転用の時期の順に朗読す
議 長	事務局の朗読が終わりました。この届出につきましては8月17日に現地調査委員であります「吉川正人委員」と「小谷直美委員」が現地調査をしていますので、「小谷直美委員」に現地調査の報告と届出内容の説明をお願いします。
4番	現地調査の報告をします。集落のバス停から300mほど行ったところから中に入り、更に350mほど行ったところが現地になります。現在の施設を増築する予定となっていて、近隣の所有者の了解も得ています。皆様審議をお願いします。
議 長	「小谷直美委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	ないようですので、届出を受理することとします。
議 長	日程第4 議案第11号「非農地証明願承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請人、利用状況、参考資料として議案資料①1ページから15ページです。
議 長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第11号 番号1番の非農地証明願について、8月18日に現地調査委員であります「白岩寧委員」と「岡田久志委員」及び担当委員であります「文堂福一委員」が現地調査をしていますので、「文堂福一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
11番	現地調査の報告をいたします。申請地は地区の神社の前から南に100mほど行ったところになります。現況写真のとおり農機具倉庫と車庫が建っていました。昭和55年頃から宅地となっていて、申請人が高齢となったため所有権を移転するための地目変更登記に伴っての申請です。皆さま審議をお願いします。
議 長	「文堂福一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いします。 (全員挙手)

議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第11号 番号1番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議 長	次に議案第11号 番号2番の非農地証明願について、8月18日に現地調査委員であります「白岩寧委員」と「岡田久志委員」が現地調査をしていますので、「岡田久志委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
13番	現地調査の報告をいたします。現地は地区内の橋を渡って200mほど行ったところで、現在は元JAの倉庫ががあり、裏は稚蚕飼育場の跡地で基礎と土間コンクリートが残っていました。皆さ審議をお願いします。
議 長	「岡田久志委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第11号 番号2番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議 長	次に議案第11号 番号3番の非農地証明願について、8月18日に現地調査委員であります「田中憲二委員」が現地調査をしていますので、「田中憲二委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
12番	現地調査の報告をいたします。現地は、地区内の道なりの場所にあり、民宿の前の土地となっています。申請人は所有者の相続人で、平成5年頃に建物が建てられています。皆さ審議をお願いします。
議 長	「田中憲二委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第11号 番号3番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議 長	日程第5 議案第12号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読と3条調査の説明をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、譲受人、譲渡人、譲受理由、譲渡理由、譲受人耕作面積・耕作者数、参考資料として議案資料①16ページから19ページです。続いて、本日お配りしています議案資料②の調査書をご覧ください。以下調査書を朗読し、農地法第3条第2項の1号から6号まで確認したことを説明する。
議 長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第12号 番号1番の申請について、8月18日に現地調査委員であります「白岩寧委員」と「岡田久志委員」が現地調査をしていますので、「白岩寧委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
3番	はい、それでは報告します。現地は地区内にある神社から100mほど南に行ったところにあります。譲受人の自宅の隣接地になります。譲渡人は不在地主となっていて、その要望に譲受人が受けた形となっています。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長	「白岩寧委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見がないようですので、採決を取ります。番号1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第12号 番号1番の申請については、許可することに決定しました。
議 長	日程第6 議案第13号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、譲受人、譲渡人、転用目的、施設の概要、農地区分、参考資料として議案資料①の20ページから26ページです。
議 長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第13号 番号1番の申請について、8月18日に現地調査委員であります「吉川正人委員」と「小谷直美委員」が現地調査をしていますので、「小谷直美委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
4番	はい、それでは報告します。現地は地区内のバス停から100mほどの場所になります。現在は、耕作はされていない状況となっていました。この場所に作業用のスペースを確保したいとの申し出でありました。以上、ご審議のほどよろしくをお願いします。
議 長	「小谷直美委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。 (質問・意見等なし)
議 長	質問や意見がないようですので、採決を取ります。議案第10号の申請については、香美町農業委員会の「可」とする意見書を添えて知事に進達することとしてよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第13号の申請については、香美町農業委員会の「可」とする意見書を添えて知事に進達します。
議 長	以上で、審議について終わります。

議事録署名委員

㊟

㊟